

給付型奨学金制度の創設等に関する意見書（案）

安倍首相は、平成28年7月に、「給付型奨学金を来年度予算編成で実現していきたい。」と発言し、同年8月2日に、「給付型奨学金については、平成29年度（2017年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」ことが閣議決定された。

これまで、卒業後において返済義務のある貸与型奨学金制度が主であった日本において、給付型奨学金制度の創設は貴重な前進である。

日本における高等教育の学費は世界的に見ても高額であり、学生の約半数が奨学金制度を利用している。卒業と同時に平均約300万円もの借金を負担し、生活が苦しい、結婚への足かせになる、更には返済できずに自己破産するといったケースなどが社会問題になっている。返済への不安から進学を断念する高校生も存在するなど、学生の教育を受ける権利が脅かされている。

現在、文部科学省の給付型奨学金制度検討チームにおいて制度設計の検討が進められているが、学生の教育を受ける権利を保障し、安心して学ぶことができるようにするため、学生の現状を踏まえた規模及び金額による給付型奨学金制度を一刻も早く創設することが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 給付型奨学金制度を平成29年度から開始し、学生の現状を踏まえた規模及び金額とするとともに、運用に当たっては要件を厳しく限定しないこと。
- 2 貸与型の奨学金は全て無利子とすること。
- 3 所得連動返還型無利子奨学金制度や減免制度の拡充、延滞金及び保証人・保証料の廃止など、若者の生活を追い詰めないよう返済方法を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成28年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て